

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請時の留意事項

確認しましたら、右へチェックマークを入れてください。

●工事に関すること

		申請者	業者
1.	すぐにリフォームしなければならないなどの勧誘には気をつけてください。		
2.	悪質な業者に騙されないように、情報収集と慎重な業者選びを行ってください。		
3.	業者の選定・契約内容、工事の進捗管理など、工事に関することは、申請者の自己責任となります。		
4.	リフォーム工事やブロック塀撤去後の新設工事は、工事の内容に応じて法令を遵守してください。		

●申請に関すること

		申請者	業者
1.	交付申請・着手・実績報告において、申請者が確認を行い提出してください。 (書類の不備や提出の遅れ又は虚偽その他不正行為がある場合、要綱第14条の規定により補助金の取り消しや返還となる場合があります。)		
2.	宜野湾市住宅リフォーム支援事業は、国・県の補助金を活用している為、補助金交付に関する書類の写しを国・県へ提出する場合があります。予めご了承ください。		
3.	宜野湾市住宅リフォーム支援事業の補助を受けようとする工事について、国・県又は市の他の制度による補助や扶助を受けている場合は、補助申請に問題がないのか補助・扶助担当窓口へ確認されてください。※補助・扶助には、生活保護、宜野湾市介護長寿課・障がい福祉課の住宅改修を含みます。		
4.	宜野湾市へ補助金を請求する場合、確定通知書の発行から速やかに宜野湾市へ請求してください。		

私は、上記を十分理解した上で申請いたします。

申請者氏名

印

工事業者名

印